



# 令和6年度 久留米市職員採用試験案内

## 【長寿支援課 任期付短時間勤務職員】

### 《 任期付短時間勤務職員とは 》

任期の定めのある久留米市の一般職の職員で、給料のほか期末勤勉手当や通勤手当などが支給される、週30時間勤務の職員です。

- 申込受付期間【郵 送】令和6年12月27日(金)～令和7年1月30日(木)必着  
※持参不可

### 1 職務内容及び採用予定人員

| 勤務箇所           | 職務内容                                                | 採用予定人員 |
|----------------|-----------------------------------------------------|--------|
| 健康福祉部<br>長寿支援課 | ・高齢者の総合相談対応業務<br>・施設調査業務<br>・成年後見事務<br>・高齢者福祉に関する事務 | 1人程度   |

- (1) 採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。
- (2) ワード、エクセル等のパソコンの入力作業があります。
- (3) 久留米市が、職員採用試験を同日に実施する他の試験区分との併願はできません。

### 2 試験の日程及び方法

| 試験科目           | 日程・会場                   | 方法・内容                                                                                               |
|----------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 作文審査<br>(事前提出) | —                       | 800字程度で、テーマ「高齢者やその家族の相談に応じる際の大切な基本姿勢は何と考えるか」について書かれたもの。<br>※自筆で書かれたものに限る。原稿用紙の場合は、400字詰めのものを使用すること。 |
| 面接試験           | 令和7年2月9日(日)<br>久留米市庁舎3階 | 面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうかを判定する。                                                                        |

- (1) 面接試験の集合時間は、郵送または電話等にて受験申込者へ連絡します。
- (2) 試験の詳細なスケジュールは、面接の開始時に説明します。
- (3) 試験の日程は予定です。変更があった場合は、別途お知らせします。
- (4) 試験当日は、受験番号票を持参してください。
- (5) 受験上の配慮(補聴器や車いすの使用など)を希望する人は、2月6日(木)午後5時15分までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。
- (6) 面接試験会場へは、原則公共交通機関をご利用ください。また、駐車場の利用等に関して、主催者として一切責任は負いませんので、ご注意ください。

### 3 受験資格

| 受 験 資 格                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>下記の①と②をすべて満たす人</p> <p>①普通自動車第一種運転免許を有する人</p> <p>②介護支援専門員または社会福祉士の資格のいずれかを有する人もしくは令和7年3月31日までに取得見込みの人</p> |

- (1) 久留米市嘱託職員・任期付非常勤職員・任期付職員・任期付短時間勤務職員・会計年度任用職員として過去に勤務したことがある人、または現在勤務している人も受験できます。ただし、任期付職員として現在勤務している人で、令和7年度に任期を有する方は受験できません。
- (2) 最終合格者には、免許・資格を有することを証明する書類（免許状の写し、資格証明書）を提出していただきます。なお、免許・資格を取得できなかった場合や、受験資格に係る証明ができない場合には採用されません。
- (3) 上記の受験資格があっても、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
  - ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ② 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、4ページ8に記載しています。
- (5) 任期中は、久留米市職員として職務に専念していただくため、民間企業等に就業中の方は、離職する必要があります。

### 4 給与及び主な勤務条件等

| 種 類   | 内 容                                                                                                           |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給 与   | <p>給料月額：178,151円（地域手当含む）</p> <p>諸 手 当：期末勤勉手当（4.6月分）、通勤手当、時間外勤務手当等あり。</p> <p>年 額：1年目 267万円程度、2年目以降 301万円程度</p> |
| 勤務時間  | 1日当たり6時間の週5日勤務（週30時間）                                                                                         |
| 休 日 等 | 原則として、土曜日・日曜日・祝日、年末年始                                                                                         |
| 休 暇 等 | 年次有給休暇、特別有給休暇、介護休暇、育児休業等があります。                                                                                |
| 社会保険  | 健康保険、厚生年金、雇用保険                                                                                                |
| 勤務地   | 久留米市本庁舎                                                                                                       |

- ① 上記金額は、給与改定等により変更になることがあります。
- ② 業務により公用車等を運転することがあります。
- ③ 休日等の出勤の可能性がります。

## 5 申込受付期間及び受験手続

### (1) 申込受付期間

令和6年12月27日(金)～令和7年1月30日(木) 郵送必着 ※持参不可

- ① 提出された応募書類は、一切返却いたしません。
- ② 申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

### (2) 受験手続

封筒の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、「受験申込書(要写真貼り付け)」、「受験番号票」、「作文」を健康福祉部長寿支援課宛てに、必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。(受験番号票は85円の郵便はがきの裏に貼付し、表に受験番号票の送付先となる申込者の住所、氏名を記入してください。)

### (3) 受験番号票の交付

受験番号票は、後日郵送します。受験番号票が届かない場合又は紛失した場合は、2月7日(金)までに長寿支援課まで連絡してください。

## 6 採用候補者名簿への登載及び採用日等

### 任 期 等

最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として**令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間**任用されます。なお、業務の状況や勤務成績等に応じて、最長令和12年3月31日まで任期が更新される場合があります。

- (1) 採用候補者名簿の有効期間は作成日から1年間です。この間に採用にならない場合もあります。
- (2) 業務の都合により令和7年4月2日以降の採用となる場合があります。この場合も、原則として令和10年3月31日までの任期となります。

## 7 合格者の発表及び試験成績の開示

### (1) 合格者発表

(日時) 令和7年2月18日(火)以降

(方法) 合格者の受験番号を、久留米市のホームページに掲載するとともに、受験者全員に対して、その可否の結果を郵送により通知します。

### (2) 試験成績の開示

試験成績について、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- ①対 象 者 不合格者(すべての試験科目を受験した人に限ります)
- ②請求方法 「受験番号票」「本人であることを示す書類(運転免許証等)」を健康福祉部長寿支援課まで持参してください。
- ③開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。
- ④開示期間 試験の合格発表の日から1ヵ月間

## 8 日本国籍を有しない人の受験資格等

### (1) 受験資格

- ◆出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ◆日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

### (2) 試験の方法及び内容

全ての試験において、日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答も全て日本語で行っていただきます。

### (3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

#### ●公権力の行使に該当する職務

(例) 市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、開発行為の監視・規制、建築基準法に基づく許可、違反建築物に対する命令、食品衛生監視

#### ●公の意思の形成への参画に携わる業務

市政方針や政策決定等に関与し、権限をもって意思決定を行う職をいい、原則として、課長級以上の職を指します。

## 9 受験申込み及びお問い合わせ先

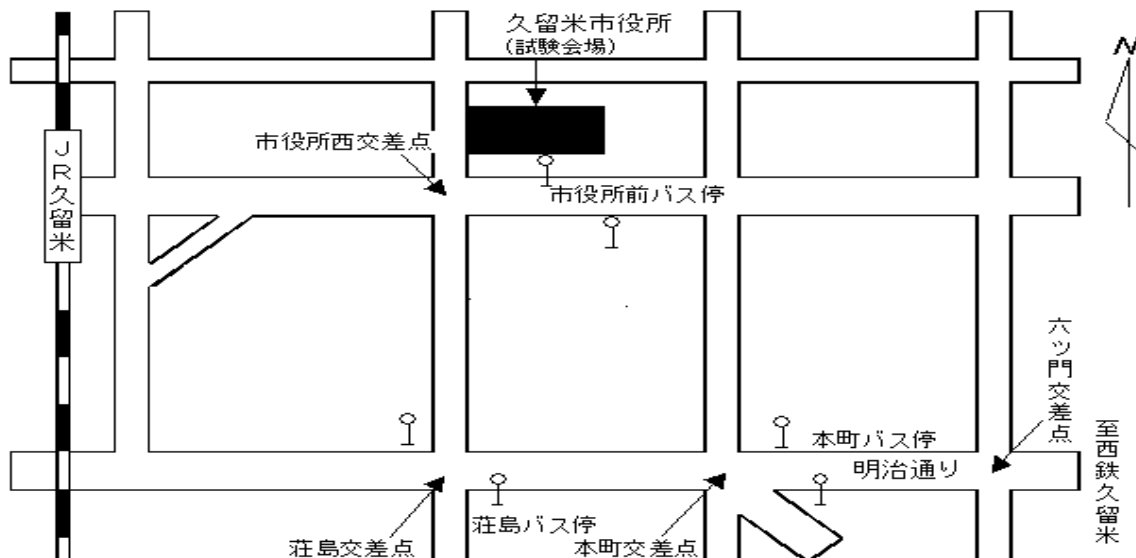
### 受験申込み及びお問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市健康福祉部長寿支援課

【電話】0942-30-9038 (直通) 【FAX】0942-36-6845

【メールアドレス】chouju@city.kurume.fukuoka.jp 【HP】http://www.city.kurume.fukuoka.jp

### 試験会場案内図



久留米市役所

JR久留米駅から徒歩約8分程度

西鉄久留米駅からJR久留米駅、大学病院方面行バスで、市役所前バス停下車